

2022年度版

分会活動の手引き

～分会を立ち上げ、職場活動を始めるにあたって～



地公労確定交渉 2021.11.10

【目次】

- 分会長・評議員になったけど、できるか心配です…………… p.1
- まず何から始めればいいのか…………… p.2
- 組合活動の1年…………… p.3
- 職場づくりの5つの視点…………… p.4
- 年度当初の校長交渉を成功させるために…………… p.6
- 校長交渉で使える法律事項…………… p.7
- 組織の強化・拡大を絶えずかかげて…………… p.9
- 健康で人間らしく働き続けるために…………… p.10
- 組合の諸会議および交渉への参加について…………… p.11
- 2021年度 長野高教組年間計画表…………… p.12
- 用語解説…………… p.14
- 各種申請について…………… p.16

長野県高等学校教職員組合

〒380-8790 長野市県町 593 高校会館

TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219

E-mail naganokokyoso@educas.jp

H P <http://naganokokyoso.com/>

分会長・評議員になっただけ、できるか心配です。

① 役員だけで引き受けずに、できるだけ分担しましょう

分会長や副分会長は、分会での組合活動の中心的役割を担います。しかし、役員だけで何でも引き受けずに、組合員全体で荷を分かち合うよう意識してみましょう。組合活動は、参加することで「主人公」になれるものです。活動に参加することが学習を深め、仲間と交流する機会を増やすことにもなります。分会の仲間に率直にお願いし、参加を訴えていきましょう。

② 分会役員会、職場会を定例化しましょう

学校が忙しすぎて「職場会を開けない」という声を聞きます。しかし、会議を開かないと「元気が出ない、展望が見えない、仕事を分担できない」ということもまた事実です。顔と顔を合わせて話をするのが職場づくりの基本です。職員会の後に職場会を行うことを全職員にお知らせする（会議室の黒板に書く）、年間行事予定表に職場会をあらかじめ位置付け全職員にお知らせする、役員会は昼休みに短時間で、などの他分会の工夫も参考にしましょう。

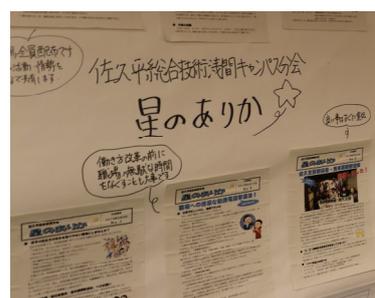
③ 職場新聞を発行しましょう

形にこだわらず、「職場会のお知らせ」「行事のお知らせ」のつもりで、職場新聞の発行を始めてみましょう。不定期でも出し続けることで、職場に「組合の風」が吹くはず。そして、可能ならば、定期発行をめざしましょう。職場新聞が十数年もの間、定期発行されている分会もあります。そうした分会では、情宣・通信担当者を複数にしたり、曜日で分担したりして、負担が集中しないように工夫しています。また、2019年度まで毎年、高教組定期大会では、機関紙コンクールを行っています。新たに4月から発行しても、発行号数が少なくても、機関紙コンクール再開の際は職場活動の交流のためにぜひ応募してください。コロナ禍で2年間中断していますが、今年は工夫して復活したいと思います。

【職場新聞タイトル】

最	分会=かやの（箕輪進修）
優秀賞	専門部=女性部情報
	分会=こま風（駒工） 桂雪（飯山）
優秀賞	星のありか（佐久総浅間）
	専門部=司書部だより

〔2019 機関紙コンクール入賞新聞〕



まず何から始めればいいのか？

①まず、分会役員で校長に「あいさつ」に行きましょう

校長は職場における「使用者」、分会長は「労働者代表」です。4月の初めに分会役員で校長に「あいさつ」し、校長交渉の日程を決めましょう。

また、事務室にも「あいさつ」をしておきましょう。本部や支部からの電話の取り次ぎなどもお願いするので、分会の役員名簿を渡したり、分会で使用するコピー機や印刷機の適切な使用について確認しておきましょう。年度当初や年度末に、使用料を一括して支払っている分会や、使用した用紙分を分会で購入して充当している分会もあります。

②毎週木曜日、本部からの発送物が届きます

本部からは毎週水曜日に定期発送物を宅急便で送り、翌日の木曜日に事務室に到着します。各種役員宛文書、教文会議、生協・全教共済の文書もすべて入っています。できるだけ早く開封し、担当者に配付してください。発送物の中身は、ピンク色の用紙「今週の定期発送文書等一覧」にまとめてあります。同封のピンク色の一覧表に記載された文書が同封されているか確認してください。疑問な点は、遠慮なくいつでも本部まで連絡をください。

③高教組HPをこまめにチェックしてください

発送文書やFAXニュースは高教組HPにアップしますので、ダウンロードできます。

☞「組合員専用ページ」の閲覧には、ユーザー名とパスワードが必要です。

ユーザー名 **kokyoso** パスワード **ganbaro2022**

④FAX ニュースは、増し刷りして組合員に配付してください。

本部から組合員に緊急に伝えたいことがあるときには、FAX ニュースを発行します。FAX ニュースには、事務室から分会長に渡していただくよう書いてあります。

学校宛にFAXで送信するとともに、高教組HPの「組合員専用ページ」からもダウンロードできます。増し刷りして、できるだけ早く組合員に配付してください。

【署名について】

署名はできる限り精選して月2~3種類の署名を分会に送付しています。5名連記の署名用紙を1人1枚お願いするケースが多く、署名の集め方は、分会によって様々です。

- ① 校内をいくつかのルートや研究室ごとの回覧で、署名したら次の人に回す。職場回覧板を大いに活用しましょう。
- ② 署名用紙を各人の連絡棚に配付して、署名したら提出場所に入れる（その際、提出したら名票に○をつけるようにしている分会もあります）。
- ③ 職場会で配付して署名してもらい、その場で回収する。職場会の欠席者のみ、連絡棚に配付して、署名して提出してもらう。

などなどです。分会役員の手間を減らしつつ、確実に署名が集約される方法を考えましょう。

組合活動の1年間

分会での主な取り組み		2022年度の主な日程	
<p>新年度の分会活動のスタートです。</p> <p>①分会体制を確立しましょう。みんなで手分けして活動を担いましょう。</p> <p>②初任者や異動した方をを組合に誘い、コロナ禍でも工夫して歓迎の企画をしましょう。</p> <p>③職場アンケートを行って、職場要求書を作成し、全組合員の参加で、校長交渉を行いましょ。</p> <p>④PTA役員に、PTA署名・県民教育署名・保護者教職員のつどい・PTA署名提出集会の協力をお願いしておきましょう。</p>	4月	4/16(土) 第215回中央委員会 4/26(火) 春闘要求提出交渉 4/27(水)～28(木) 一斉校長交渉	第1期組織拡大強化月間
○高教組の運動方針を決める定期大会の議案書審議を行いましょ。	5月	5/28(土) 第101回定期大会 【公社】教育文化厚生協会定時社員総会 5/31(火) 春闘要求回答交渉	
○PTA署名の要請項目を、PTA役員・字校長と相談しながら練り上げ、「三者連名要請書」として7月上旬に県教委へ提出します。 ○支部定期大会(総会)の議案書審議を行いましょ	6月	6/7(火) 生協総代会 【専門部総会・大会】→専門部提出交渉 【支部総会・大会】	
○PTA役員に、PTA署名・県民教育署のとりくみと、保護者教職員のつどい参加い、具体的なお願いをしましょ。	7月	7/月上旬 地公労要求提出交渉(本部対応) 7/26(火) 独自要求提出交渉 7月～8月 専門部要求提出交渉	平和行進
	8月		
○保護者教職員のつどいに、PTA役員と参加して、保護者との協働の取り組みについて交流を深めましょ。	9月	9/3(土) 保護者教職員のつどい(松本) 9/20(火) 独自要求回答交渉	PTA署名・県民教育署名
○人事闘争について学習したうえで、人事要求書を作成し、校長交渉を行いましょ ○重点人事の希望があれば、分会で状況を確認しみんなで支える体制を作りましょ	10月	9月～10月 専門部要求回答交渉 10/中旬 地公労確定交渉第1波(執行委員、専門部・本部対応)	
○確定交渉に参加して、1年間の成果を職場会で確認しましょ。 ○管理職の信任度合調査を行います。全組合員からの投票をめざしましょ。	11月	11月上旬 地公労確定交渉第2波 11/5(土)～6(日) 県教研[松本] 11/8(火) 独自要求確定交渉 11/15(火) PTA署名提出集会	
○組合未加入者に組合の成果を伝えながら、加入を訴えましょ。また、管理職や未組合員にカンパを訴えましょ。	12月	12/13(火) 管理職信任度合い調査開票	第2期組織拡大強化月間
○次年度の役員体制づくりを始めましょ。	1月		
○職場要求書のどの項目が実現したか、確認し、次年度の職場要求書づくりを始めましょ。 ○退職する組合員を職場でも慰労しましょ。	2月	2/4(土) 第216回中央委員会 2/中旬 退職組合員慰労会	
○次年度役員との引継ぎをしっかりとしましょ。転出者の送別会や分会慰労会などを工夫して企画し、労をねぎらいましょ。	3月	3/25(土) 態勢確立学習交流集会	

職場づくりの5つの視点

① 助け合い支え合う、働きやすい職場をつくりましょう

生徒が充実した高校生活を送るためには、学校で働く私たち自身がいきいきと働ける職場であることが重要です。多忙化でゆとりを失い、「同僚とゆつくり話もできない」という学校現場の現状を変えていく必要があります。「ゆとり、なかま、自己決定権」(熊澤誠氏)を大切にす職場づくりを進めましょう。

② 要求にもとづく職場活動をすすめましょう

個人的な「グチ」や「つぶやき」を、職場会などでみんなのものにできれば、それは立派な「職場要求」です。予算がないから無理だろう、言ってもムダだとあきらめることなく、丁寧に職場の声を拾っていきましょう。要求を練り上げ、交渉して少しでも前進させることは職場づくりそのものです。

③ 生徒・保護者・地域と共同し「開かれた学校づくり」をすすめましょう

民主的な学校づくりは、生徒や地域の実態を踏まえ、生徒、保護者や地域の人々と教職員が相互に協力し、議論を積み上げながら進められるものです。

長野高教組が積み重ねてきた「保護者・教職員のつどい」、「三者連名要請書および PTA 署名(三者連名署名)」、「県民教育署名」は、「参加と共同の開かれた学校づくり」の取り組みにつながる大切な財産です。年度当初から各分会で PTA 役員さんに協力をお願いしてください。また、「三者連名要請項目」を生徒や保護者に示し意見を求めていきましょう。

また、学校評議員制度とのかかわりも「開かれた学校づくり」の観点から意識的に進めていきましょう。

【保護者との共同の取り組み】

- ・本部では、高P連役員と懇談し、署名と「保護者・教職員のつどい」(9月5日(土)、松本市)の協力を要請します。
- ・各分会でもなるべく早く PTA 役員の方々と懇談の機会を設け、署名と「保護者・教職員のつどい」をはじめ高教組の取り組みへの協力要請をお願いします。

教文会議が掲げる「参加と共同の“開かれた学校づくり”をすすめるための5つの課題」に取り組みましょう。

- ・生徒が生き生きと学べる「授業づくり」
- ・生徒の学びの場としての「集団づくり」
- ・同僚性を育む「職場づくり」
- ・参加と共同の「学校づくり」
- ・学校の存在基盤としての「地域づくり」

④教文委員と教育課題の取り組みを！

私たちの自主的・主体的な研修を保障するために、以下の取り組みをお願いします。

○教文委員と協力して、組合、教文加入者名簿に基づき教文会議への加入の取り組みをお願いします。

○職場の皆さんが気軽に参加できる職場教研を企画しましょう。

○支部教研・県教研、教育のつどい、総合研究会などへの参加の呼びかけを教文委員と協力してお願いします。

- 教文会費（県会費）は 月額 500 円（年 6,000 円）
常勤講師・非常勤・再任用 月額 200 円（年 2,400 円）
（支部毎の会費が別にあります。）
- 会員は講演会の参加無料
研修会への通信費・旅費支給・宿泊費の補助などあります。

 長野県教育文化会議 HP



教研集会と教文会議の取り扱いについて

平成23年（2011年）4月1日 高校教育課

教育公務員特例法に基づく研修については、校長の裁量で認めることができることとなっているが、

- 1 全ての教研集会（支部教研・県教研・全国教研）は、研修と組合活動の二面性があるため、現時点では教育公務員特例法に基づく研修として認めることはできない。
 - 2 各研究会、総合研究会については、開催通知等で「教文会議」という名称を用いていなければ、教育公務員特例法に基づく研修として認めることができる。
- 以上のことに関し、必要が生じた場合は引き続き協議する。

⑤学校運営を民主的に進めましょう

職員会議や各種委員会等で、教職員の合意づくりが民主的に進められることはきわめて大切です。

学校長などの管理職には、教育者としての見識と民主的リーダーとしての資質が備わっていないかもしれませんが、問題のある管理職が存在することは残念ながら事実です。校長交渉や管理職信任度合調査などを行い、分会として管理職に対して原則的な対応をすることは、管理職を民主的なリーダーとして育てることもつながります。

人によって態度を変える管理職の場合は、職場会で情報共有と意思統一の上、信任度合い調査に取り組むことも重要です。

【管理職の信任度合調査】

高教組では、毎年11月に、管理職が民主的リーダーとして相応しい見識を持ち、民主的な学校運営をしているか、チェックするために、管理職の信任度合調査を実施しています。不信任率が分会の組合員数の50%に達した管理職には「**厳重な指導の上、降格を含む適切な措置**」を、信任率が低くかつ不信任率が高い管理職には「**厳重な指導**」を県教委に求めます。信任度合調査の重要な意義を確認して、全組合員からの投票をめざして、取り組むことが大切です。

年度当初の校長交渉を成功させるために

①要求を実現する力は要求の正当性とやる気です

校長交渉で要求を実現するには次の三つの要素が必要です。

- 要求に大義があり県民の理解が得られるものであると同時に教職員（労働者）全体の利益につながっていること。
 - 組合員全体によって練り上げられ職場の確信となっていること。
 - 要求実現のために、組合員が校長を説得する意志があること。
- その先頭に立つのが分会の役員です。要求の根拠や裏づけ、組合員の声や思い、勤務実態や生活実態などをしっかりつかんだうえで交渉することが重要です。

②校長をその気にさせましょう

校長交渉では、職場の要求を県教委に対して真摯に伝え、実現させる立場に校長を立てることをめざしましょう。万が一、交渉等で不当な態度や組合を軽視するような姿勢を見せたときは毅然として抗議をし、場合によっては謝罪等を求めることは当然なことです。校長交渉は「団体交渉」であり、「団体交渉」は労使が対等な立場で話し合う場だからです。

③全県・支部統一要求も重視して扱きましょう

全県・支部統一要求については、自分で判断する問題ではないので答えられないと言う校長がいます。しかし全県の教育課題と、個別の学校の課題がまったく無関係ということはありません。そもそも、賃金や労働条件、予算を含んだ教育条件に関して、自らの考えを述べるとともに職場の声を当局に伝えることは校長の責務です。全県の統一要求を前進させるためには、各職場から校長を動かしその気にさせる必要があります。校長交渉は校長を民主的なリーダーとしての真の「校長」にする場でもあります。

④校長には必ず書面で回答させ「確認書」を交わしましょう

「職場要求書」を提出する際は、期日を明記し書面での「回答書」を求めます。校長は、交渉における「当局」として法令に従い誠意を持って交渉に対応し、必要がある場合は「確認書」を交わし「上申書」を提出する責務を負っています（次項の校長交渉で使える法律事項を参照）。このような対応をするかどうかは、校長の誠意と資質を見る試金石となります。

校長が交渉を拒否したり、問題ある発言をした場合は本部に至急連絡をください。

【職場要求書・校長交渉について】・・・日程については目安としてください。

- 4/13（水）または4/20（水）の職場会・・・職場アンケートを通じた職場要求の練り上げ
- 4/21（木）を目標に・・・職場要求書を学校長に提出し、文書による回答を求めます。
- 4/16（土）中央委員会で高教組春闘要求書」確定→4/26（火）高教組春闘要求提出交渉
- 4月27日（水）・28日（木）・・・全県一斉校長交渉とし、分会の組合員全員参加に位置づけます。校長交渉の日程は、4月のできるだけ早い時期に校長と調整して決定し、組合員全員が校長交渉に参加できるように連絡をしましょう。

校長交渉で使える法律事項

① 職場における「労働慣行」を確認しましょう

「労働慣行」とは、「労使間で異議なく一定の事実が反復・継続されて行われてきた場合に、当事者間でその事実を尊重し、くりかえし実践される効力を持つもの」です。たとえば学校現場には、昼食を昼休みにとることができない、勤務時間が過ぎても生徒と対応せざるを得ないなど特殊な勤務実態があります。このような状況下で、職務に支障がない範囲での休憩の取り方や外出の仕方等、勤務時間の割振りの工夫が学校ごとに定着しています。

また職場会や役員会の設定についても同様です。「労働慣行」は、具体的に法律に規定されているものではありませんが、労働基本権を基盤として労使間で形成されたルールであり、新たな労働法規がつけられる発展の基礎となるものです。

労使の合意にもとづいて反復・継続してなされた「労働慣行」は、労使双方を拘束し、それを尊重しないときは信義則違反が問われたり、懲戒権乱用の判断基準になったりする効果があるとされています。

② 校長交渉は勤務時間内に行えます

校長は、「長野県立高等学校管理規則」や「長野県立学校長職務規定」によって校長の権限とされている事項については交渉の当事者＝「当局」にあたります。したがって、勤務条件などの「適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあった場合」（地公法第55条1項）には、これに応じなければなりません。

また、「適法な交渉は、勤務時間中においても行うことができる」（同条8項）ののですから、授業など校務に支障がない限り、勤務時間内に校長交渉を行うことができます。

③ 校長は「確認書」の求めを拒否できません

「職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規定に抵触しない限りにおいて、当該地方公共団体と書面による協定を結ぶことができる」（地公法第55条9項）この「書面協定締結権」は、民間労組の「労働協約締結権」（労組法第14条）に相当するものです。したがって交渉では、校長の発言をできるだけ正確にメモ（録音）し、約束したことは文書で確認を求め、校長の権限内の事項については「確認書」を書かせることが重要です。

④ 校長には「上申・進達」の責務があります

「校長は、職員から教育委員会等に対する願、届等の提出があった場合は、速やかに進達しなければならない。校長は、前項の書類の進達に際し、必要と認める場合は、証明をし、意見を付し、又は副申をしなければならない」（長野県立学校長職務規定第9条）この規定により「上申」や「進達」、つまり職場の声を県教委に届けるのは校長の責務であるのです。

文部科学省も、「校長に与えられてない事項、例えば、給与の決定、勤務時間の長短の決定などに関するものであっても校長が事実上、教職員の側から意見を聞いて、教育委員会などに伝えることはさしつかえないものである」（新学校管理読本）としています。

【地方公務員法】

(交渉)

第五十五条 地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、及びこれに附帯して、社交的又は厚生的活動を含む適法な活動に係る事項に関し、適法な交渉の申入れがあつた場合においては、その申入れに応ずべき地位に立つものとする。

- 2 職員団体と地方公共団体の当局との交渉は、団体協約を締結する権利を含まないものとする。
- 3 地方公共団体の事務の管理及び運営に関する事項は、交渉の対象とすることができない。
- 4 職員団体が交渉することのできる地方公共団体の当局は、交渉事項について適法に管理し、又は決定することのできる地方公共団体の当局とする。
- 5 交渉は、職員団体と地方公共団体の当局があらかじめ取り決めた員数の範囲内で、職員団体がその役員の中から指名する者と地方公共団体の当局の指名する者との間において行なわなければならない。交渉に当たっては、職員団体と地方公共団体の当局との間において、議題、時間、場所その他必要な事項をあらかじめ取り決めて行なうものとする。
- 6 前項の場合において、特別の事情があるときは、職員団体は、役員以外の者を指名することができるものとする。ただし、その指名する者は、当該交渉の対象である特定の事項について交渉する適法な委任を当該職員団体の執行機関から受けたことを文書によつて証明できる者でなければならない。
- 7 交渉は、前二項の規定に適合しないこととなつたとき、又は他の職員の職務の遂行を妨げ、若しくは地方公共団体の事務の正常な運営を阻害することとなつたときは、これを打ち切ることができる。
- 8 **本条に規定する適法な交渉は、勤務時間中においても行なうことができる。**
- 9 職員団体は、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程にてい触しない限りにおいて、当該地方公共団体の当局と書面による協定を結ぶことができる。
- 10 前項の協定は、当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもつて履行しなければならない。
- 11 職員は、職員団体に属していないという理由で、第一項に規定する事項に関し、不満を表明し、又は意見を申し出る自由を否定されてはならない。

【長野県立学校長職務規程】

(願、届等の進達)

第9条 校長は、職員から教育委員会等に対する願ひ、届等の提出があつた場合は、速やかに進達しなければならない。 ☞ 進達

- 2 校長は、前項の書類の進達に際し、必要と認める場合は、証明をし、意見を付し、又は副申をしなければならない。 ☞ 上申

組織の強化・拡大を絶えずかけて

① 組合加入を率直に呼びかけましょう

上からの「教育改革」や ICT 教育の急激な導入などにより、教職員の長時間過密労働は一層深刻さを増しています。不安定な雇用を強いられる非正規職員や、年金改悪に伴い定年後も再任用として現場で働かざるを得ない仲間も増えています。また、育児や介護、病などと向き合いながら仕事をしている仲間が働きやすい職場を作ることが何よりも求められています。また、教育条件の整備は生徒の学ぶ権利を保障するとともに、私たちが教育という仕事に誇りをもって働くうえでも大切な要求です。

こうした意味で、県教委交渉や各職場での校長交渉の重要性は、一層高まっています。私たちが交渉力を高めるためには、組合員を増やすこと、職場の団結を高めることが一番重要です。高教組に入って、団結して要求を前進させる運動に加わることを率直に呼びかけましょう。

【組合費等】（下表は 2021 年度のもので、毎年 5 月の定期大会で決定します）

■組合費（月額）		■会館運営費（月額）	
教諭・実習教員	給料月額×13/1000	教諭・実習教員	月額 150 円
再任用職員・常勤講師	給料月額× 5/1000	再任用職員・常勤講師	月額 100 円
行政職（事務職・学校司書）	給料月額×11/1000+60	正規の行政職	月額 100 円
行政職（現業職）	給料月額×10/1000+100		
会計年度任用職員(フルタイム)	給料月額× 3/1000		
会計年度任用職員(パート)・非常勤講師	月額 500 円（年額 5000 円が上限）		
■上部団体等への会費（月額）		■闘争費	
行政職員部を除く正規の職員		正規の教育職	
全教	月額 1800 円	給料月額×12/1000+1620 を 9 回分納	
県労連	月額 330 円		

② 年度当初に盛大な歓迎会を開催しましょう

異動した方、新規採用の方の歓迎会を分会主催で盛大に開催しましょう。まず助け合い支えあう仲間がいること、高教組の分会が元気に活動していることを示しましょう。コロナ禍で従来の歓迎会等の開催が難しい場合も、工夫を凝らして茶話会や昼食会、〇〇Café など顔を合わせる機会を意識的に作りましょう。

③ 「講師と語る会」「行政職と語る会」を開催しましょう

非正規雇用の皆さんの雇用を守り、少数職種の方々の要求を実現するために奮闘してこそ、社会的な連帯の中で労働者全体の生活や地位を向上させることができます。組合加入促進につながるねらいもありますが、是非「講師と語る会」「行政職と語る会」を開催し、こうした皆さんの声に耳を傾けましょう。

- ・新採者に組合加入を働きかけます。
- ・4～6 月に支部主催の新採者・青年講師歓迎会を工夫して行いましょう。
- ・「講師・再任用職員部」で教員採用選考対策講座「知恵の和」を開催します（6 月～8 月）。
※教員採用選考日程が 1 週間程度早まります。
(1 次選考 7/2 (土) の予定)

①「学校安全衛生委員会」を活性化しましょう

「労働安全衛生法」に基づき、県には「長野県教育委員会職員安全衛生委員会」（責任者は教育次長）が、学校には「学校安全衛生委員会」、正式名は「所属所安全衛生委員会」（責任者は学校長）が設置されています。「学校安全衛生委員会」の委員には組合代表が半数入って運営されます。分会として委員会活動を活性化し、仲間のいのちと健康を守る活動に取り組みましょう。

- ・年度当初に「学校安全衛生委員会」を開くことを求め、年間活動計画（勤務時間把握、ストレスチェック、校舎内外の安全点検、職員の労働実態・健康状況の把握、休暇等の行使促進、学習会など）を作り、職員会で全教職員に周知しましょう。学校安全衛生委員会は月1回開くことを目標として、計画の進行状況や職員の健康、働き方の状況をチェックします。
- ・年2回のストレスチェック受診を分会としても呼びかけ、集団分析結果を職場環境改善につなげましょう。

②「1年単位の変形労働時間制」の導入を許さず、長時間労働解消を！

教職員の長時間過密労働の実態は、「ブラックな職場」などとして国民的な関心事にもなっています。

文科省も中教審で「教職員の働き方改革」を議論してきましたが、2019年12月4日、公立学校に「1年単位の変形労働時間制」を導入することを可能にする「給特法」の一部改正をする法律が可決成立し、私たちが求める方向と逆行する動きが強められています。

「1年単位の変形労働時間制」導入は、1日8時間労働の大原則を壊すものであり、教職員の長時間過密労働はこれでは解消とされないばかりか、職場に分断を持ち込む制度であり断じて認めるわけにはいきません。

また、勤務時間の計測は、客観的に行う必要があります（改正労働安全衛生法）、現在、県立高校で行っているエクセル入力による自己申告は法令違反となります。しかし、現状ではこれ以外に「勤務時間の把握」を行う方法がないことから、できるだけ正確に入力をして私たちの勤務実態を明らかにしていく必要があります。

教職員の長時間過密労働の抜本的解決は教職員定数の大幅な増加以外にあり得ないというのが私たちの立場ですが、勤務時間や休暇制度などの権利の学習を深め、教職員の働き方について職場で話し合い、少しでも状況の改善につなげましょう。また、勤務の割り振りの対象業務も少しずつ拡大しています。部活動等を含む土・日・休日労働に対しては、週休日の振替や代休の指定をし、年休も積極的に取得してしっかり休み、いのちと健康を守りましょう。

・10月を「いのけん月間」として重点的に取り組みます

組合の諸会議および交渉への参加について

平日に行われる組合の諸会議および交渉への参加については下表のように整理します。

参加方法	職務専念義務の免除（職専免）	年休等
根拠等	職務に専念する義務の特例に関する条例 ①「厚生に関する計画の実施に参加」 （生協理事会・総代会） ②「職員団体の代表として当局と交渉に当たる場合」 （交渉・予備交渉）	職専免とならない場合は、年休・代休の取得・または勤務の割り振り変更が必要です。
具体例	○高教組の交渉と予備交渉（各交渉ごとに2回） ・春闘要求提出交渉（4/26（火）） ・春闘要求回答交渉（5/31（火）） ・独自要求提出交渉（7/26（火）） ・独自要求回答交渉（9/20（火）） ・独自要求確定交渉（11/8（火）） ○高教組各専門部ごとの交渉（提出交渉・回答交渉） ○地公労交渉 地公労提出交渉（7/上旬） 地公労確定交渉第1波・第2波（11月上旬で確定予定）	・PTA 署名提出集会 （11/15（火）） ・拡大闘争委員会（支部長または支部書記長に参加要請）（9/27（火）・11/29（火）） ・その他県との懇談、要請等で職免が取れない場合
手続き	口頭、黒板へ記載、紙に記入、参加要請文書を提出など、分会ごとのやり方で	内部事務総合システムによる年休・代休等の入力、又は勤務の割り振り簿への記載
留意事項	交渉と生協理事会・総代会による職専免は内部事務総合システムを使用しません。 （県職労組合員は、職専免も内部事務総合システムへの入力になっていますが、 <u>高教組組合員は本部で一括申請となります。</u> ）	

2022年度長野高教組予定表

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
1	金	日	水	金	月	木	1
2	土	月	木	土	火	金	2
3	日	火	金	日	水	土	3 保護者教職員のつどい
4	月	水	土	月	木	日	4
5	火	木	日	火	第7回執行委員会 予備交渉②	月	5
6	水	金	月	水	土	原水爆禁止世界大会（ヒ ロシマ）	6 第10回執行委員会 予備交渉②
7	木	土	火	木	日	水	7
8	金	日	水	金	月	木	8
9	土	月	木	土	火	原水爆禁止世界大会（ナ ガサキ）	9
10	日	火	金	日	水	土	10
11	月	水	土	月	木	日	11
12	火	木	日	火	金	月	12
13	水	金	月	水	土	火	13
14	木	土	火	木	日	水	14
15	金	日	水	金	月	木	15
16	土	月	木	土	火	金	16
17	日	火	金	日	水	土	17
18	月	水	土	月	木	日	18
19	火	木	日	火	第8回執行委員会 生協理事会	月	19
20	水	金	月	水	土	火	20 独自要求回答交渉
21	木	土	火	木	日	水	21
22	金	日	水	金	月	木	22
23	土	月	木	土	第3回教文総研	火	23 第9回執行委員会 予備交渉①
24	日	火	金	日	第4回教文総研	水	24
25	月	水	土	月	教文第2回総研	木	25
26	火	木	日	火	独自要求提出交渉	金	26
27	水	金	月	水	土	火	27 第11回執行委員会・生協 理事会・拡大闘争委員会
28	木	土	火	木	日	水	28
29	金	日	水	金	月	木	29
30	土	月	木	土	火	金	30
31	日	火	金	日	水	土	31

2022年度長野高教組予定表

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	土	火	木	日	水	水	ビキニデー
2	日	水	金	月	木	木	
3	月	木	土	火	金	金	
4	火	金	日	水	土	土	第216回中央委員会
5	水	土 県教研	月	木	日	日	
6	木	日 県教研	火	金	月	月	
7	金	月 地公労確定交渉?	水	土	火	火	
8	土	火 独自確定交渉	木	日	水	水	
9	日	水	金	月	木	木	
10	月	木	土	火	金	金	
11	火 第12回執行委員会 予備交渉①	金	日	水	土	土	
12	水	土	月	木	日	日	
13	木	日	火 第15回執行委員会 生協理事会 管理職信任度合開票日	金	月	月	
14	金	月	水	土	火 第17回執行委員会 生協理事会 前期合格発表	火	
15	土	火 PTA署名提出集会	木	日	水	水	
16	日	水	金	月	木	木	
17	月	木	土 第5回教文総研	火 第16回執行委員会 生協理事会	金	金	
18	火	金	日	水	土	土	
19	水	土	月	木	日	日	
20	木	日	火	金	月	月	
21	金	月	水	土	火	火	
22	土	火	木	日	水	水	
23	日	水	金	月	木	木	
24	月	木	土	火	金	金	
25	火 第13回執行委員会 予備交渉②生協理事会	金	日	水	土	土	態勢確立学習交流集会
26	水	土	月	木	日	日	
27	木	日	火	金	月	月	
28	金	月	水	土	火	火	ビキニデー
29	土	火 第14回執行委員会 生協理事会 拡大闘争委員会	木	日		水	
30	日	水	金	月		木	
31	月		土	火		金	

用語解説

(1)組織関係【正式名称】

厚生協会【長野県教育文化厚生協会】2014年に「公益社団法人」として県の認可を受け、福利厚生事業・教育文化に関する事業を幅広く行うようになりました。高校会館を所有・管理し、公益事業として貸会議室事業等を行っています。

県教組【長野県教職員組合】長野県の公立小・中・特別支援学校で働く教職員で組織されている労働組合。高教組と一緒に、県教研（長野県教育研究集会）や県民教育署名等に取り組んでいます。

県職労【長野県職員労働組合】県庁や地方事務所で働く長野県職員で組織されている労働組合。地公労の一員です。

地公労【長野県地方公務員労働組合共闘会議】長野県職員の労働条件等の改善・向上を求め、高教組、県教組、県職労、県企業局労組でついている組織。

障教組【長野県障害児学校教職員組合】長野県の県立特別支援学校で働く教職員で組織されている労働組合。県教組を構成する組織の一つ。

私教連【長野県私立学校教職員組合連合】長野県内の私立学校で働く教職員で組織されている労働組合。高教組と一緒に、県教研（長野県教育研究集会）や県民教育署名等に取り組んでいます。

県教連【長野県教職員組合連絡協議会】高教組、県教組、私教連、長野市立高教組、信大職組、県短大職組、長野大職組で構成している組織。県教研や県民教育署名等に取り組んでいます。

全教【全日本教職員組合】高教組の上部団体。公立、私立の学校をはじめ、すべての教育関係機関で働く教職員でつくる教職員組合で、1991年3月6日結成。

高校懇談会【全国高校組織懇談会】憲法、子どもの権利条約に基づき、教育の条理にたつ民主教育の発展をめざし、高校問題、高校教職員の要求実現の方向等について、高校全国組織の違いを超えて結集し、各組織の対等・平等の立場での交流・討論を深めることを目標としています。

教組共闘【教育の危機を打開し、子どもと教育・くらしを守る教職員組合共同闘争推進連絡会】臨教審路線によってもたらされている民主教育の危機を打開し、子どもと教育・くらしを守るために、所属組織の違いをこえて、一致する要求に基づく共同・連帯の運動に取り組んでいます。

高退教【長野県高等学校退職教職員協議会】県内高校の退職者で構成されている会で、会員相互の親睦をはかり、高齢者の生命と暮らしを守るとともに地域の民主的発展と民主教育に寄与することを目的としています。

互助組合【長野県教職員互助組合】長野県の教育職員の互助団体に関する条例により、教職員及び教育関係者の福利向上、生活の安定を図ることを目的とした団体です。医療機関を受診したときの療養費や眼鏡購入補助金、教員免許更新補助金等の事業を扱っています。

退教互【長野県退職教職員互助組合】退職後の互助組合の役割を持ちます。医療保険等では適用されな

い、通院医療費給付が特徴です。2015年から高校教職員も加入できるようになりました。

教弘【公益財団法人日本教育公務員弘済会（長野支部）】 有為の学生・生徒に対する奨学資金の貸与及び給付、教育一般の特に有益な研究に対する助成等を行い、教育、文化の向上、発展に寄与するとともに、教育関係者の福祉向上を図ることを目的としています。ジブラルタ生命は、教弘と提携し、共済事業（提携保険事業）を行っています。

全労連【全国労働組合総連合】 労働者・国民の利益をなによりも大切にするナショナルセンター（全国組織）として、1989年11月21日結成。労働組合の3原則である「政党からの独立」「資本からの独立」「一致する要求での行動の統一」を掲げています。

公務労組【公務労組連絡会】 全労連の公務関係の労働組合（国公労連・自治労連・全教が中心）でつづいている組織。多くの部分で全労連公務部会と共同した取り組みを行っています。

県労連【長野県労働組合連合会】 全労連の長野県の地方組織で、1989年12月10日結成。高教組をはじめ、医労連（長野県医療労働組合連合会）、JMITU（日本金属製造情報通信労働組合長野地方本部）、単協労連（長野県単位農協労働組合連合会）、県国公（長野県国家公務員労働組合共闘会議）自治労連（長野県自治体労働組合連合会）等が加盟しています。

地区労連 県労連の各地区の組織で、県内の14地区にあります。

原水協【原水爆禁止協議会】 核戦争阻止、核兵器全面禁止・廃絶、被爆者援護・連帯を目標に、原水爆禁止世界大会・国民平和大行進・核兵器廃絶に向けた署名等に取り組んでいます。

革新懇「平和・民主・革新の日本をめざす全国の会」（略称：全国革新懇）は1981年に結成されました。長野県革新懇の正式名称は「日本と信州の明日をひらく県民懇話会」です。

安保破棄実行委員会 日米安保条約廃棄の旗をかかげ、非同盟・中立の日本の実現をめざす団体共闘組織、1965年結成。米軍基地撤去、地位協定見直し、オスプレイ問題などに取り組む。長野県では県労連等が加盟し、高教組が事務局。

憲法会議 正式名称は「憲法改悪阻止各界連絡会議」。1965年清水寺貫主大西良慶らの呼び掛けで発足。「日本憲法の理念を生かす」視点で研究、集会、運動を行う全国組織。毎月の「9の日宣伝」などに取り組む。

信州市民連合 9条改憲に反対し、立憲主義の回復をもとめ、選挙での野党共闘を市民の立場で推進するために結成された共闘会議。県労連、労組会議、戦争させない1000人委員会、9条の会など上部団体の枠を超えた33団体が加盟する。2017年10月結成。

（2）注意を要する組織

動労千葉【国鉄千葉動力車労働組合】 動労千葉は、動労（国鉄動力車労働組合）から分離結成された組合ですが、運動方針を見ると、高教組としては共闘できない組合です。近年、分会を訪問して物資販売の依頼をするケースが報告されていますが、断るか、高教組本部に直接連絡を取るよう伝えてください。

各種申請について

次ページ以降の各様式は、必要に応じてコピーしてお使いください。

高教組 HP からダウンロードもできます。(ユーザー名 kokyoso パスワード ganbaro2022)

・長野高教組加入届

高教組・教文会議ともに加入を勧めてください。

新規採用者が、採用年度内に加入すると総合共済、生命・医療共済(3口ずつ)の掛け金を1年間プレゼントする特典付きです。

・組合慶弔慰金申請書

組合慶弔慰規定

- ・組合員の死亡 1人当たり 50,000円、他に花輪と弔電
- ・3ヶ月以上の傷病療養 1人当たり 10,000円
- ・組合員の結婚 1人当たり 10,000円

・「新加入者歓迎会」「講師と語る会」「行政職と語る会」報告用紙

- ・分会、支部で主催した上記の会に補助金が出ます(1回 5000円)。
- ・組織の拡大強化の視点から積極的に活用してください。
- ・回数に制限はありませんが、同じ日に複数の会を開催した場合は1回とみなします。

・組合貸付申請書 兼 借用証書

- ・組合員の相互扶助として「組合貸し付け」を行っています。
- ・組合費を1年以上納入している、組合員が対象です。
- ・限度額 100万円 で 年利は現在 1% です。(2018年1月～)
- ・退職時には一括返還をしていただきます。
- ・高教組 HP 上の申請書で償還のシミュレーションができます。
- ・詳しいことは本部に問い合わせてください。

・組合脱退届

- ・残念ながら組合員から脱退の申し出があった場合は、**必ず、分会長を通して、執行委員長宛に提出**してください。また、脱退に至る理由などを話していただける場合、慰留に努めていただくようお願いいたします。教文会議の脱退については教文会議事務局にお問い合わせください。

加 入 届

年 月 日

してください

長野県高等学校教職員組合に加入します

長野県教育文化会議に加入します

*必要事項を記入して、職場の分会長の方へお渡してください。

職場名	職員番号	
フリガナ	性別	
名 前	男 女	
生年月日 (西暦)	年	月 日
給料号俸	級	号俸 (辞令・給料明細書に記載してあります)
給料月額	円 会計年度任用職員の方は給料月額のみお書きください。	
職 名	教 科	
住 所	〒 連絡先 TEL	
メールアドレス	@	

全教共済加入申込案内

☆2022年度新規採用者は組合加入で自動的に3口セット加入となるため、✓は不要です

総合共済・生命医療共済3口セット掛金について1年間、高教組が負担します。

2年目以降は自動的に給与から実費分引き去りになります。不要な方は解約手続きが必要になります。

★2022年度新規採用者以外の方で、加入を希望されるものに✓をつけてください

「総合共済」に加入します (随時加入、申込翌月1日発効)

結婚年月日 年 月 日 (結婚記念日祝金支給のデータとして使用します)

* 積立掛金は 退職・退会時に全額お返しします

* 主な給付・結婚祝金、出産祝金、結婚記念日祝金、クリスタル給付など

・死亡見舞金(本人・配偶者・子供・親)、火災見舞金、長期療養見舞金など

「生命・医療共済」に加入します (✓した方に全教共済からご案内します)

* 主な給付(3口セットの場合) ・死亡保障300万円(生命共済)

・入院給付 3,000/日、がん入院6,000/日・手術見舞金・先進医療技術料(医療共済)

・ご記入いただいた個人情報は高教組・教文会議・全教共済・全教自動車保険。高校生協。教育文化厚生協会以外では使用しません。

高教組使用欄	受付日	CD	組織部	DB	教文
何も記入しないでください					

組合慶弔慰金申請書(結婚・長期傷病・死亡)

長野高教組
執行委員長様

年 月 日

職員番号

組合員氏名

印

※③の死亡のみ本人押印は不要です

①組合員の結婚

結 婚 年 月 日

年 月 日

※改姓後の氏名() 通称氏名()

②長期(3ヶ月以上)

傷 病 名

傷 病 者

休 業 期 間

年

月

日～

年

月

日

③組合員の死亡

死 亡 年 月 日

年 月 日

上記のとおり申請証明します。

分 会 名

分 会 長 氏 名

印

★分会長はすみやかに本部までご提出ください。

組合貸付申請書 兼 借用証書

年 月 日

長野県高等学校教職員組合
執行委員長様

長野県高等学校教職員組合貸付細則に基づいて、下記の金額を借り受けたいので申し込みます。
貸付が決定された場合は、別表の償還表にしたがって償還します。

借受人	分会名							
	現住所	〒						
	電話番号	日中、連絡の取れる電話を記入してください						
	職員番号							
	職名	フリガナ						
		組合員氏名 (自署)						印
借受金	金	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		,		,				
借受金の送金先	銀行	銀行						
	支店	支店						
	口座番号	普通						
	フリガナ							
	口座名義							
希望する償還回数	回							

※以下は、本部使用欄

※ 償還回数	回	※ 償還金額	円
※ 貸付決定番号	号	※ 貸付年月日	年 月 日
※ 償還開始年月	年 月	※ 完済予定	年 月
		※ 完済年月	年 月

- 【注意】(1) 太枠内を記入し、※欄は、記入しないこと。
 (2) 非常勤講師など、職員番号のない方は、職員番号の欄の記入は不要。
 (3) 借受人の欄の組合員氏名は、必ず、自署すること。他は、エクセルシートに入力して印刷でも可。
 (4) 借受金額は算用数字で記入すること。空欄には¥を記入。
 (5) ※償還回数等は、電話で確認の上、本部で記入する。それに基づき、償還表を作成し、借受人に送付する。

長野県高等学校教職員組合 脱退届

年 月 日

長野県高等学校教職員組合
執行委員長 細尾 俊彦様

私は、長野県高等学校教職員組合を脱退しますので、規約の第10条に従い、ここに書面をもって届け出ます。

氏名

印

所属名

※分会長を通じて本部にご提出ください

職員番号

分会長 署名欄

以下アンケート欄です。

差し支えの無い範囲で脱退理由をお聞かせください（複数回答可）

- 組合活動が負担
- 運動方針の相違
- 思想・信条の自由が保障されていない
- 勤務形態の変更に伴う脱退（講師、再任用等）
- 組合費が高い
- 経済的理由（家計状況の変化）
- 加入しているメリットが少ない
- その他 _____

自由記述欄